

【就学援助制度（要保護・準要保護）】新規申請のお知らせ

北中城村では、経済的理由により学用品費や給食費などの教育費のお支払いでお困りの、児童・生徒の保護者に対して、費用の一部を援助する「就学援助制度」を実施しています。

1. 援助を受けることができる方

- (1) 要保護
ア、生活保護を受給している者
- (2) 準要保護（要保護に準ずる程度に困窮している世帯）
ア、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
イ、市町村民税の非課税措置を受けた者（同一世帯にある者全員）
ウ、児童扶養手当を受給している者（ひとり親家庭等）
エ、世帯の収入が、基準額未満の者
オ、その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

該当するか不明な方も、
まずはご申請ください



2. 援助の内容

- ・要保護の方は、修学旅行費と医療費が対象。それ以外は生活保護費から支給されます。
- ・北中城村立学校以外の学校に通学している場合、給食費は対象外となります。
- ・就学援助の支給は、7月・12月・3月（各学期末）の3回に分けて支給します。支給額等の詳細は、認定通知と一緒に送付します。

	費目	援助費の内容	振込先
①	学用品費等	学用品(鉛筆、ノート等)・通学用品(通学用靴、雨傘等)の購入費の一部	保護者口座
②	新入学学用品費	新入学児童生徒が必要とする通学用品(ランドセル、上履き、体育着等)の購入費の一部	保護者口座
③	学校給食費	学校給食に要する費用	給食調理場
④	修学旅行費	修学旅行に参加した場合のその旅行費用（上限あり）	(小)保護者口座 (中)旅行会社
⑤	校外活動費	遠足や社会見学の交通費や見学料等（上限あり）	保護者口座
⑥	医療費	むし歯・中耳炎・結膜炎等「学校病」の治療費	医療機関

※③新入学学用品費について

- ・来年度中学校1年生には小学6年生の3学期末に、新小学1年生には入学前の3月に支給します。ただし、小学校入学前の支給については別途申請が必要です。※申請期間は就学前の1月
- ・入学前に新入学学用品費を受給していない小・中学校1年生（4月認定者のみ）については、1学期末に支給します。

※⑥医療費について

- ・準要保護世帯については、子ども医療費助成制度の対象となりますので、支給はありません。

3. 申請の手続き

提出書類 ※(1)は申請者全員、(2)・(3)・(4)は該当する方のみ必ずご提出ください。

- (1) 令和8年度 就学援助申請書（兼同意書・委任状）
教育委員会教育総務課窓口（北中城村役場第1庁舎3階）にて配布しております。
村HP（ホームページ）よりダウンロードも可能です。
- (2) 児童扶養手当証書の写し ※該当者のみ
- (3) 同一世帯で18歳以上全員の所得・課税額・控除額を証明する書類 ※該当者のみ

※令和8年1月1日に北中城村に住民登録をしていない方は、その時点の住民登録地である市町村から令和8年6月上旬以降に発行される上記証明書を取得し、6月17日（水）までに教育委員会教育総務課へ提出をお願いします。

※生計同一者に軍人・軍属等のご家族がいる方は、「2025年分のW-2（Wage and Tax Statement）」等の所得がわかる書類の提出をお願いします。

村HPはこちら ↓

